

令和6年（ネ）第3513号 損害賠償請求事件

控訴人ら 閲覧制限

被控訴人 東京都

5

控訴審第1準備書面

2024年11月14日

東京高等裁判所第19民事部イ1係 御中

10

控訴人ら訴訟代理人弁護士 西山温子 他



第1 はじめに

本準備書面では、被控訴人答弁書に対し、反論を行うとともに、被控訴人の
15 主張を踏まえて、ますます[REDACTED]の証人尋問の必要性が高まったことを述べる。

第2 被控訴人答弁書の第2「被控訴人の主張」に対する反論

1 警察官らが相互に矛盾がなく一貫していることを信用できることの根拠と
することが不合理であること

20 (1) 被控訴人は警察官らの口裏合わせの可能性を無視していること

警察官らが証言に当たり口裏を合わせていた可能性が非常に高いことは、
控訴人らが繰り返し理由を示して主張したとおりである（原審第8準備書面
27頁、控訴理由書9頁、52頁）。それにもかかわらず、被控訴人は、こ
れに対して、全く反論せず、争う態度を示してすらいない。

25 被控訴人は、口裏合わせの可能性を全く無視して、いまだに警察官らが、
「相互に矛盾がなく一貫していること」を、信用性の根拠として挙げており、

被控訴人のかかる主張は、全く実質を伴っていない理由のない主張と言わざるを得ない。

(2) 乙第14号証によりさらに明らかになる警察官供述の虚偽性

5 加えて、今般、被控訴人から提出された乙第14号証の存在は、以下のとおり、少なくとも、警察官らが、陳述書の作成や証人尋問に臨むに当たって、自己の責任を回避するために口裏合わせを行ったことを示すものと考えられる。

警部補は、証人尋問で以下のとおり供述している（調書11頁）

10 （質問）記憶で1時16分というふうにこの陳述書を作ったときに、おぼえていたんですか、それとも何か別の記録があったんですか

（回答）いや、110番等からで、その時間になったと思います。

（質問）110番の記録の管理表とか、そういうのがあるんじゃないですか

（回答）ないです。

（質問）録音とか残ってないですか

15 （回答）ないです。

（質問）警部補さんも、この1時16分という正確な時刻の陳述書の記載があるんですけれども、それは皆さん正確な時刻を記憶していたということなんですか

（回答）いや、頃なので。時間、頃になっていませんか。

20 （質問）うん、頃ですけど。16分頃ということで、あなたの記憶は間違いないんですか

（回答）なので、そこに書いてあるとおりです。

すなわち、警部補は、110番の受電時刻について、「覚えていたか」、「何か別の記録」があるか、という質問に対して、明確に、「ないです」と答え、さらに、当該時刻が「記録」に基づくものではなく記憶に基づくものであることとを前提として、「皆さん正確な時刻を記憶」しているのか、

25

という質問に対して、「頃なので」と答えている。

これら質問に対する回答の具体的なやり取りからして、[]警部補は、110番の受電時刻については「記録」はなく、警察官らは皆、「記憶」に基づくものである旨回答しているものと解される。

5 しかしながら、警察官らが、日常的に発生する110番の受電時刻を、1時16分と分刻みで記憶しているということは、そもそも不合理であり、110番処理簿のような記録が作成され、それを確認した上で供述したことはもとより明らかであるが、今般提出された「入電日時 令和3年6月1日火曜日13時16分」と記載がある乙第14号証は、110番の受電時刻に関する[]警部補を含む警察官ら全員の供述が「記憶」ではなく、やはり「記録」に基づくことを明らかにしたものである。

10 したがって、[]警部補は、110番の受電時刻について「何か別の記録」が「ないです」と答えたという点で、法廷で虚偽を述べたものであり、加えて、「記録」の存在を否定したことは、法廷で証言した警察官らは皆、15 記録を確認した上で証言を揃えて口裏合わせをしていることを覆い隠そうとしたものと考えるのが自然である。

20 そして、警察官らが、110番の正確な受電時刻という本件争点とは直接関わらない事項においてすら入念な口裏合わせをしているという事実は、当然ながら、他の事項、とりわけ本件争点と関連する事項についても口裏合わせをしている現実的可能性を示唆するものである。

 そうすると、警察官らの供述が相互に矛盾がなく一貫しているという事実は、警察官らの供述の信用性を高めるものではなく、むしろ逆に、警察官らが自分たちの責任回避のために事実を覆い隠そうと画策していることを示す事情として評価されるべきである。

25 (2) 答弁書「第3 求釈明に対する回答」末尾の「なお」から始まる主張について

なお、被控訴人は、「[]警部補が尋問において存在を否定した『録音』や『110番記録の管理表』は存在しない」として、[]警部補の法廷での上記供述と、乙第14号証の存在は矛盾しないと主張するようであるが、明らかな詭弁である。

5 上記のとおり、[]警部補は、110番の受電時刻を「おぼえていたんですか、それとも何か別の記録」があるのではないかとか、「110番の記録の管理表とか、そういうの」という質問を受けて、明確に「ないです」と答えていたのであり、そのやりとりからして、[]警部補が存在するかどうかについて確認を求められている「何か別の記録」は、「録音」や「110番記録の管理表」という名称の記録に限られるものではないことは明らかで、110番の受電時刻が記載されている乙第14号証のような記録をも、当然に含む。

 名称が異なるからと言って、「ないです」といった回答と矛盾しないという弁解は、あまりに不誠実な強弁と言わざるを得ない。

15

2 []が「事実と異なることを供述する動機」があるとする指摘が不合理であること（控訴答弁書3頁・13～20行目）

 被控訴人は、[]が、「[]職員の対応に不満を抱き、[]職員にとって不利になるように事実を誇張するなどして供述する可能性もないとはいえないから、事実と異なることを供述する動機が皆無である訳ではない」と主張する。

20 しかしながら、本件訴訟において何の利害関係もない[]が、警察官らの対応に不満を抱いたとしても、それによって「事実と異なることを供述する動機」と結びつけることは、論理の飛躍も甚だしい。被控訴人のかかる主張は、[]が、あたかも警察官らの対応に関する不満の腹いせのために事実と異なる供述を行なったかのような主張であるが、[]が、そのような身勝手な理由で、自身

25 に何の利益もないのにもかかわらず、本件が発生してから2年以上も経過した

後に、多忙な中貴重な時間を使って、本件以前も以後も個人的に関係のない原告らの裁判の証人として出廷するなどあり得ない。

が、出廷した理由は、警察官らの態度にショックを受けて、このようなことが2度と起こらないように願ったからであり、これに対し上記の被控訴人の主張は、理由なく、の人格を不当に貶めるものであり、到底容認できない。

3 臨床心理士の意見書（甲44）について

(1) 「笑顔でのピースサインというのは、恐怖や怯えと言った感情の対局にある行動とみるのが一般的」（被控訴人答弁書7頁・4～5行目）という指摘について

臨床心理士の意見書（甲44）においては、まさに、「笑顔でのピースサインというのは、恐怖や怯えと言った感情の対極にある行動」だと一般的に認められるわけではない、ということが説明されている。それが一般的であり「特段の事情」がない限り恐怖や怯えがなかったとするのは、同意見書の内容とは相入れない、被控訴人による根拠のない見解である。

そもそも、控訴人娘が「笑顔」を示したというが、写真に写る実際の表情は、3歳の子どもが、明らかに喜びや嬉しい気持ちを示すような満面の笑みではないし、実際の時と場所、控訴人子が置かれた状況を前提とすれば、この表情は、緊張や怯えの心情がないことや嫌がっていないことを示さないことは経験則から見てむしろ明らかであり、当該意見書は、それを専門的知見から分析し解説してその経験則が臨床心理上も根拠があることを明確に示しているものである。

なお、被控訴人は、当該意見書について、「中立的かつ客観的に臨床心理学的知見に基づく意見を述べたものとは到底いい難い」と指摘するが、本件で争いのない事実経過（発端が子どものケンカにもかかわらず、母子を警察

署に連れて行って長時間拘束した挙句、3歳の子どもを単独で取調べしている経緯)だけを前提としても、公平な視点から、同様の意見が導かれるべき普遍性のある内容であって、中立性や客観性に問題があるものでは決してない。特に、笑顔でのピースサインが恐怖や怯えと言った感情の対極にある行動だと一般的に認められるわけではないという内容については、本件の具体的事情とは関わりなく述べられている。このことから、当事者間に争いのある事実及び評価について控訴人らの主張が全て正しいとの前提に立っているための内容とはなっていないことは明らかである。

(2) 「そうでない場合がある」(被控訴人答弁書7頁・1行目)という可能性があれば原判決は不当であること

また、専門的知見に基づく意見書が「緊張や怯えの心情がないことや、嫌がっていないことを示すとは限らない」と慎重に指摘するとおり、写真の表情やピースマークから、一方的な控訴人子の心情を推認することは不適切である。

強調しておきたいことは、控訴人らにおいても当該意見書も、当該写真から控訴人子の「緊張や怯えの心情」が読み取れると主張するものではなく、当該写真から、「緊張や怯えの心情がない」ことを読み取ることはできないと主張するものであって、控訴人の主張は、経験則及び当該意見書から十分に根拠が認められるものである。

それにもかかわらず、原判決は、笑顔やピースマークを殊更に強調し、「緊張や怯えの心情がない」ことを積極的に読み取って、誤った事実認定の根拠しているのであり(原判決・27頁)、その点で、原判決が不当であると主張するものである。

(3) 3歳の子どもの能力を前提とすれば警察署での控訴人子との意思疎通が不全であったことについて

また、当該意見書は、控訴人子の能力から、質問を十分に理解せずに返

答していた可能性を述べるが、この点について、補足して主張する。

すなわち、[REDACTED] 巡査部長は、当時 3 歳の控訴人子を単独で事情聴取する際、「身振り手振り」で質問をしたというが、「身振り手振り」を利用したということ自体、口頭でのコミュニケーションでは、正確なコミュニケーションが成立していなかったことをまさに示すものである。

したがって、「身振り手振り」による表現行為で示された質問が、質問者の意図通りに伝わっていたと質問者都合で解釈し、3 歳の子どもの不利益に事実認定の材料とすることは決して許されるべきではなく、それにもかかわらず、質問者の言うがままに当該単独での事情聴取での経緯を認定している原判決は、かかる点でも不当である。

4 [REDACTED] の民事訴訟法上、民事訴訟を提起する場合に当事者の住所、氏名が必要とされていることについて

そもそも、控訴人らが、[REDACTED] 巡査部長から個人情報の提供の承諾を求められた際、「民事訴訟を起こすために連絡先を必要としている」という説明を受けていないし、[REDACTED] 巡査部長からそのような説明があったことを示す客観的証拠は皆無であるが、それはさておいたとしても、[REDACTED] の民事訴訟法上、民事訴訟を提起する際に相手方当事者の住所、氏名が必要とされているとの規定に関する被控訴人の主張は、全くもって失当である。

すなわち、日本国籍を有する者であれ外国籍者であれ、一般人が日常的に民事訴訟に通じているということはある得ず、[REDACTED] の民事訴訟法において民事訴訟を提起する場合に当事者の住所、氏名が必要とされていたとしても、だからといって、[REDACTED] 国籍者が「民事訴訟を起こすために連絡先を必要としている」と言われて、その「連絡先」に「住所、氏名」が含まれることを説明もなく認識し得るはずがない。

実際、日本における義務教育課程で民事訴訟法を学ぶ機会がないのと同様に、

控訴人母も[]の民事訴訟法や民事裁判の実務学んだことはなく、かかる法律を読んだこともないのであって、[]の民事訴訟法に書かれていることを知る由もない。

したがって、[]の民事訴訟法の規定を根拠に挙げて、「連絡先」に
5 「氏名、住所」が含まれることを前提に控訴人母が訴外男性に対する教示を承諾したとの主張は失当である。

5 「控訴人母から『連絡先』とは何かと尋ねられることもなかった[] 巡査部長において、控訴人母が電話番号だけの教示を承諾しているものと認識することは不可能であった」との指摘について
10

(1) 「連絡先」が「電話番号」だけを意味すると理解されていると認識することが不可能ではないこと

被控訴人は、「控訴人母から『連絡先』とは何かと尋ねられることもなかった[] 巡査部長において、控訴人母が電話番号だけの教示を承諾している
15 と認識することは不可能であった」(答弁書13頁・4～6行)と主張する。

しかしながら、そもそも、「連絡先」とだけ言った場合、「住所、氏名」を含むものと言う趣旨でいうことが通常と言う一般通念はないであろう。むしろ、「住所、氏名」を含むものと説明を受けなければ、自宅を訪れたり、手紙を書くより簡便に直接「連絡」を取ることができる「電話番号のみ」と認識
20 することの方が通常である。そうであれば、[] 巡査部長において、仮に控訴人母から「連絡先は何か」と問われなかったとしても、控訴人母が「連絡先」が「電話番号」のみを意味していると認識することは、十分に可能であって、控訴人母に「連絡先」の意味するところを説明すべき職務上の義務を負っていたというべきである。

したがって、被控訴人の上記主張は、前提を誤るもので失当である。

(2) 控訴人母は明らかに電話番号だけの教示の承諾を求められていると認識

していたこと

加えて、控訴理由書（５４頁）で述べたとおり、控訴人母は、連絡先を教えることで訴外男性から電話が来ることを想定し、「私は日本語もできない」、「彼と話も通じない」と言って、承諾を拒否していたのであり、控訴人母が、
5 電話番号だけの教示の承諾を求められていると認識していたことは、明らかである。

被控訴人は、控訴人母の当該発言を、全くなかったことのように主張するが、控訴人母は、承諾を拒絶した理由を具体的に述べる当該発言を、当初より一貫して述べているのであり、よって、控訴人母の当該発言をしたという
10 供述は具体性や一貫性があり、かつ、事実経過に整合するもので発言内容に合理性も認められるものであって、十分に信用性が認められるべきである。

そして、かかる発言を前提とすれば、 巡査長は、控訴人母が電話番号だけの教示を承諾しているものと認識していたはずである。

したがって、 巡査部長が、仮に、民事訴訟を提起するための「連絡先」
15 の教示の承諾を求めていたのだとすれば、控訴人母の誤解を解いて、真摯な承諾を求めるために、「連絡先」の「氏名、住所」を含むものであると説明すべき職務上の注意義務を当然に負っていたのであって、被控訴人の上記主張は、やはり失当である。

20 5 乙第１４号証について

乙第１４号証は、１１０番通報について処理てん末等を含めた結果を含めて報告する書面であり、マスキングされていない箇所から確認できる最後の記載箇所は右上「令和３年７月６日」の作成日付と思われる印字部分である。

そうすると、乙第１４号証上の手書部分が同文書に記載された時期は、その
25 体裁から、令和６年６月１日ではありえず（そうだとすれば、その手書の書面に、その後、処理てん末を記載して文書が完成させ、作成日付を印字すること

は技術的に困難である。)、その後日、110番受電当日に作成されたオリジナルの記録をコピーして貼り付ける等の編集作業を経て作成されたものと考えざるを得ない。

さらに言えば、乙第14号証のような110番通報に係る処理てん末状況書面の作成は、110番通報が日々行われ処理すべき件数が積み重なっていくことからしても、処理後直ぐに作成されるのが通常と思われ、本件においても、乙第14号記載の「処理結果報告時刻」である令和6年6月1日20時39分41秒の当日ないし翌日に、処理てん末状況書面の作成が出来ない事情は伺えない。

にもかかわらず、乙第14号証の作成日時は令和3年6月1日から1か月以上も経過した令和3年7月6日であり、その間には、控訴人母の代理人として西山温子弁護士が同年6月10日に本件警察署を訪問し、同年6月1日の警察官らの対応について警察官らとの面談が行われている。

そうすると、警察官らに口裏合わせの動機があったことも併せて考えれば、乙第14号証の作成に時間を要したことは不自然であって、事故発生日から作成までの間に、乙第14号証に作為的な編集がされている可能性も否定できない。

したがって、改めて、求釈明として、110番の受電当日令和3年6月1日に「110番受理担当者」によって作成されたオリジナルの記録や、同日に「処理者」が作成したメモ等、乙第14号証の作成に係る各文書の提出を求める。

第3 ■■■の証人尋問の必要性について

1 被控訴人の主張について

被控訴人は、「■■■は英語に精通していたとは認められず、控訴人母と十分な意思疎通ができていたとは言い難い」(答弁書9頁・24～25行目)であ

るとか、「[]は、控訴人母の発言の趣旨を正確に受け止めていたとは限らない」(同10頁・2～3行目)、「[]において、電話口に[]署員と思われるという男性の声が耳に入ったとの認識があるとしても、その声を発したのが[]署員であるとは限らないし、[]署員であったとしても、全く別の件で別の者に向けられていた言葉である可能性もある」(同・4～7行目)と主張するが、かかる主張を踏まえて、以下に述べるとおり、やはり[]の証人尋問を実施する高度の必要性が認められる、

2(1) []が「英語に精通していたとは認めれず」という指摘について

まず、「精通していたとは認められず、控訴人母と十分な意思疎通ができていたとは言い難い」という被控訴人の指摘は憶測にすぎず根拠が欠ける。

いずれにしても、[]が「英語に精通していた」かどうか、「控訴人母と十分な意思疎通ができていた」かどうかは、[]に確認すれば相当程度分かることである。

2(2) []は「控訴人母の発言の趣旨を正確に受け止めていたとは限らない」という指摘について

次に、「[]は、控訴人母の発言の趣旨を正確に受け止めていたとは限らない」というが、控訴人母が[]に訴えていたのは、控訴人子が一人で話を聞かれている、という争いのない客観的事実であって、[]の認識はこれに一致する。

そして、その際の控訴人母の「パニックになって、([]を一人にすることを) NOと言えなかった」との説明しについても、当該説明が特に複雑な内容を含むものではないのであって、[]が「[]警察署におらず、当時の状況を直接見聞きしていた訳」でなかったとしても、正確に認識できなかったということは考えにくい。

したがって、「[]は、控訴人母の発言の趣旨を正確に受け止めていたとは限らない」という被控訴人の指摘も憶測にすぎず根拠が欠ける。

これについても、令和3年6月1日当時のメモを残して控訴人ら代理人に具体的に居術していた[]に直接確認することで明らかになり得る。

(3) 「電話口に[]署員と思われるという男性の声」が聞こえたという点について

5 加えて、「電話口に[]署員と思われるという男性の声」が聞こえたという点については、供述を録取した聴取報告書（甲10）に、その具体的な内容まで具体的に記載されていること、それが令和3年6月1日当時のメモに基づくものであること、及び同日控訴人子が控訴人母と引き離されて1人で事情を聴かれていたこと争いのない客観的事実に整合する内容であることからすれば、[]の当該認識は控訴人子が単独で事情聴取を受けていたときの状況を正確に推認するものと言え、被控訴人の当該指摘は憶測にすぎず根拠が欠ける。

3 まとめ

15 したがって、[]の聴取報告書（甲10）の信用性に関する被控訴人の指摘はいずれも根拠に欠けるものであり、いずれにしても、被控訴人がこれを争うと言うことであれば、ますます、公開の法廷において、[]を尋問で証言してもらう高度の必要性が認められる。